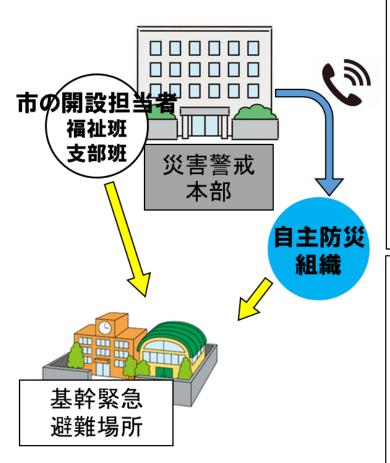
「基幹緊急避難場所早期開設者制度」

各学区・地区の①在住行政職員,②交流館長,③自主防災組織が協力して基幹緊急避難場所を開設し初動運営を行う。

(1) 風水害時の基幹緊急避難場所開設【従来】



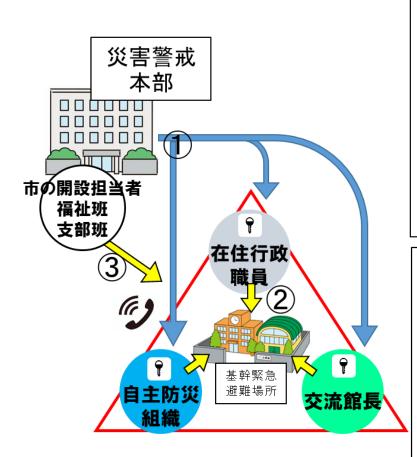
《休日・夜間の開設までの流れ》

- ① 災害警戒本部から、対象の自主防災組織へ電話連絡(ホットライン)し、基幹緊急避難場所の開設を依頼。
- ② 市の開設担当者(福祉班・支部班)が市役所・支所へ参集し、基幹緊急避難場所へ向かう。
- ③ 自主防災組織もしくは福祉班・支部班が基幹緊急避難場所に到着次第,開設の準備開始。
- ④ 開設準備ができ次第,避難指示等を発令。

《現在の課題》

- ▶ 福祉班・支部班は、必要な物品を基幹緊急避難場所へ持っていくため、一度、市役所・支所へ参集してから開設に駆けつけることから、一定の時間がかかる。
- ▶ 福祉班・支部班は、必ずしも市役所・支所(職場)の近くに居住しているとは限らないため、状況によっては、参集にも時間がかかる場合がある。
- ▶ 自主防災組織が、いつ・なんどきでも迅速な開設ができる体制を、常に整えておくことは難しい。

(2) 風水害時の基幹緊急避難場所開設【新制度】



《休日·夜間の開設までの流れ》<u>※①·②·③は左図へ表示</u>

- ① 災害警戒本部(福祉班・支部班)から,対象学区・地区 の在住行政職員・交流館長・自主防災組織へ基幹緊急避 難場所の開設を依頼。同時に避難情報を発令。
- ② 在住行政職員・交流館長・自主防災組織が学区・地区の 基幹緊急避難場所の開設へ向かう。いずれかが基幹緊急 避難場所に到着次第,開設の準備開始。
- ③ 福祉班・支部班が市役所・支所へ参集し、基幹緊急避難場所へ向かう。
- ④ 福祉班・支部班が到着。連携して運営を引継ぎ。

《導入の効果》

- ▶ 学区・地区内から開設に向かうため、基幹緊急避難場所までの移動距離が短く、迅速な開設が可能となる。
 ※新制度導入により、休日夜間の開設について、30分以上の短縮が見込まれる。
- ▶ 基幹緊急避難場所ごとに開設者を決めることにより、所 在地や建物構造等について把握しやすく、円滑な開設・ 初動運営が可能となる。
- ➤ 三者が協力して開設・初動運営をして、それを市の開設 担当者(福祉班・支部班)が支援する体制を構築することで、仮に三者のうちの1人に不都合等が生じた場合で も補完できる体制となる。